

損益計算書の自己査定の具体例

税法や会計とまったく違う自己査定の内容！

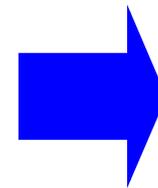
下記の表は、ある会社から銀行に提出された損益計算書です。
当期純利益が 500 万円のプラスになっているため、黒字会社で収益状態の良い損益計算書に見えますが、銀行は損益計算書を、収益の継続性や費用の計上不足の観点から自己査定していきます。

< 決算書の損益計算書 >

売上高	20,000 万円
売上原価	12,000 万円
【売上総利益】	8,000 万円
販売費及び一般管理費	7,500 万円 減価償却費の計上 不足額 1,000 万円あり
【営業利益】	500 万円
営業外収益	500 万円 全額補助金収入
営業外費用	200 万円
【経常利益】	800 万円
特別利益	-
特別損失	-
【税引前当期純利益】	800 万円
法人税、住民税及び事業税	300 万円
【当期純利益】	500 万円

< 自己査定後 >

20,000 万円
12,000 万円
8,000 万円
8,500 万円
500 万円
0 万円
200 万円
700 万円
-
-
700 万円
-
700 万円



自己査定の内容
減価償却費
当期の計上不足額を加算。
補助金収入
当期だけの補助金収入は継続性がないため、減額。

最終的な利益を示す当期純利益を黒字にするために、減価償却費を未計上にしたり、減額して計上する場合がありますが、銀行では当期に計上すべき減価償却額で自己査定をします。

また、雑収入に計上された補助金収入で、当期のみに入金されるものについては、収益の継続性がないため、減額されます。

損益計算書も貸借対照表と同様に、税務署に提出した決算書の金額を、そのまま見るのではなく、自己査定後の損益計算書によって、あなたの会社を格付けしていきます。

経営者が注意すること

当期純利益を黒字にするために、減価償却費を未計上や減額して決算書を作成する税理士を見受けることがあります。

上記の例の場合、会社が300万円の法人税等を納付していますが、融資の判断基準からは必ずしも黒字決算 = 優良会社とは判断しません。